

総社市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第3号

総社市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）ごとに協議会を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が2以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、設置しようとする学校の校長（園長を含む。以下同じ。）、児童等の保護者及び地域住民の意向を尊重するものとする。

(所掌事項)

第3条 前条第1項の規定により協議会を設置した学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び経営方針に関する事項

(2) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の教育課程の編成等の学校運営について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、運営に関する基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用及び組織編制に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会を経由し、岡山県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は岡山県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員)

第5条 協議会の委員の定数は15人（2以上の学校で構成された協議会の場合は25人）以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校の児童等の保護者

(2) 対象学校の地域住民

(3) 学識経験者

(4) 対象学校の地域学校協働活動推進委員

(5) 対象学校の校長又は教職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定によりその属する協議会の設置が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(委員の解任)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 辞任の申出があったとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障のため、委員の職務を遂行することができないとき。
- (4) 前3号のほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、対象学校の校長と協議の上、会長が会議を招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、会議の議決事項について利害を有するときは、当該議決事項については議決権を有しない。

(会議の公開)

第11条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切に合意形成することができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(設置の取消)

第13条 教育委員会は、協議会に対して前条第1項による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当したときは、当該協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められるとき。
- (3) その他学校の運営に著しく支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

(運営に関する評価と情報提供)

第14条 協議会は、学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者及び地域住民等に対し、積極的に活動状況の公開を行うなど、情報提供に努めなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。